

## 公園施設設置管理許可制度における公園使用料の考え方について

### 1 許可の種別及び対象

公園施設設置許可：事業者が所有権を有するものに対して、当該事業者に都市公園用地内に設置を許可する行政処分

公園施設管理許可：大阪市が所有権を有するものに対して、事業者が事業展開する場合において、当該事業者に管理を許可する行政処分

### 2 適用する公園使用料

設置又は管理する施設に応じて、それぞれの使用料を適用します。

#### [市公園条例別表第3（第14条関係）]

##### 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

###### (1) 飲食店、売店その他の収入を伴う事業に用に供する施設（駐車場を除く）

使用料：①設置許可（6,600円以上/m<sup>2</sup>・年）②管理許可（7,470円以上/m<sup>2</sup>・年）

※イベントなど催事の際に一時的に出店される露店営業は、原則として含みません

###### (2) 駐車場

使用料：③設置許可（1,650円以上/m<sup>2</sup>・年）④管理許可（2,510円以上/m<sup>2</sup>・年）

###### (3) その他の施設

使用料：⑤設置許可（1,530円以上/m<sup>2</sup>・年）⑥管理許可（2,400円以上/m<sup>2</sup>・年）

適用例）無料休憩所、公衆便所、公衆通路、一般園地など

※使用料区分及び額は、市公園条例、条例施行規則等の改正により、変更となる場合があります

### 3 公園使用料の算出方法

#### ○個々の公園施設が独立して都市公園法上の公園施設である場合

事業者が設置する個々の公園施設（建物を含む）が、独立して都市公園法上の公園施設のいずれかに該当する場合は、その公園施設の種別及び大阪市公園条例の使用料区分（飲食店などの施設、駐車場、その他施設）に応じて、該当する公園使用料を徴収します。

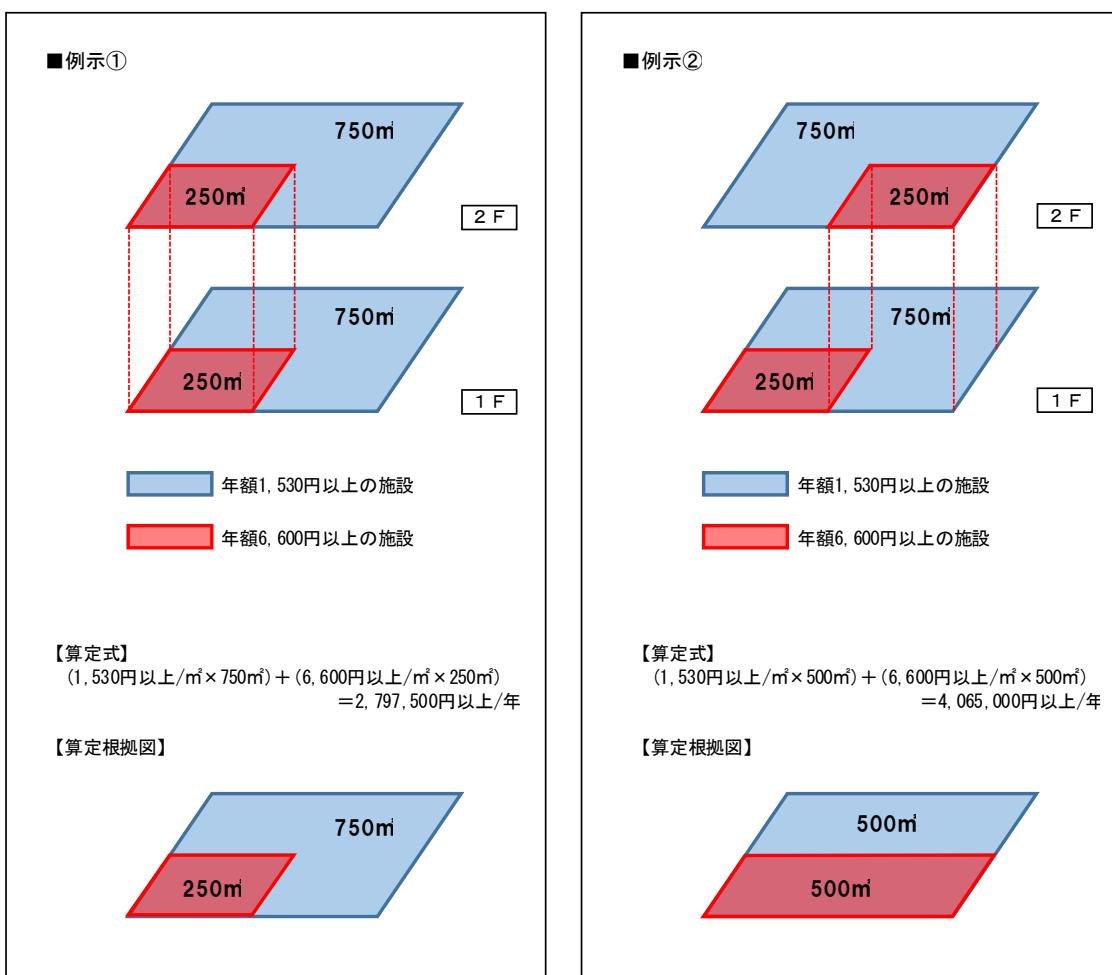
#### ○一の公園施設が複合的な要素を含む場合

事業者が設置する公園施設として位置付けられる一の建物で、複合的な要素を含むものについては、その全てを都市公園法上の一つの公園施設（便益施設としての売店のみなど）と見なすのではなく、各公園施設の複合施設と見なし、それを構成する個々の施設（店舗等）の区分に応じて、それぞれに適用される市公園条例上の使用料を徴収します。

適用例) 複合施設：土産店（便益施設、適用使用料①）、無料休憩所（休養施設、適用使用料⑤）で構成されるもの

[積算] 土産店面積○m<sup>2</sup>×6,600 円+無料休憩所面積○m<sup>2</sup> ×1,530 円+・・・

※ただし、公園施設設置許可の使用料は垂直投影面積により算出するため、一の建物の各階層（この場合、垂直に投影した区域を想定）により異なる使用料区分（「飲食店、売店その他の収入を伴う事業に用に供する施設」と「その他の施設」）となる施設を設置する場合は、使用料区分は「飲食店、売店その他の収入を伴う事業に用に供する施設」を適用します。



公園施設管理許可の使用料については、平面であれば当該面積、建築物の場合には延べ床面積をもとに算出します。

#### 4 工事に伴う公園使用料

本事業の実施に伴う工事区域が、事業者の設置・管理許可区域の範囲を超える場合は、その超えた部分について公園施設設置・管理許可とは別に新たに占用許可が必要となります。この場合、公園条例別表第3で規定する公園使用料が別途必要となります。

- ・工事に伴う占用 月額 1,600円／m<sup>2</sup>